

平成30年8月31日制定

令和7年9月1日改定

富田林市 高齢者施設並びに介護保険事業所等における事故発生時の報告取扱要領

1. はじめに

高齢者施設並びに介護保険事業者（以下、事業者という。）は、サービス提供において事故等が発生した場合には、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることと厚生労働省令で定められている。

事業者の事故報告の対象、範囲、報告様式及び本市における対応等について、以下のとおり取り扱いを定める。

尚、住宅型有料老人ホーム並びにサービス付き高齢者向け住宅等における事故についても本要領に準ずるものとする。

2. 報告対象者

事業者は、原則、事故等に関係する介護サービス等利用者が富田林市の被保険者である場合に報告を行うものとし、保険者が他市町村（広域連合）の場合は、その保険者の定めによるものとする。

- 但し、事故の緊急性、重大性等から、所在地を所管する富田林市への報告が必要と判断した場合はこの限りではない。
- また、第3項②に規定する食中毒及び感染症の発生時については、富田林市内の事業者においては罹患者の保険者を問わず罹患者の総数を富田林市へ報告する。

3. 報告範囲

事業者は、次の①～③の場合、報告を行う。

① サービスの提供に関連する、利用者のケガ等又は死亡事故の発生

- 施設サービス及び入所・宿泊・通所を伴うサービスの利用者においては、利用者がその施設内にいる間に発生した事故。また、送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。
- 誤薬や与薬漏れと言った介助事故も含む。
- ケガの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療を要したものとする。
- 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、該当する場合は報告する）。
- 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告する。

② 食中毒及び感染症の発生

食中毒・感染症の発生時について、次の場合は報告する。

- 一週間以内に2名が食中毒または同一の感染症で死亡または重篤な状態となった場合
- 食中毒または感染症を利用者 10 名以上が発症した場合、または全利用者の半数以上が発症した場合
- その他、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報紛失など）については報告する。

4. 報告の手段及び様式

報告書は、次に定める様式を用いて、下記 URL よりオンラインで提出することを原則とする。

- オンライン提出先：<https://logoform.jp/form/SMkm/1155444>

① 第3項①に規定する利用者のケガ等又は死亡事故

- 様式1（別添）

② 第3項②に規定する食中毒及び感染症の発生時

- 様式2（別添）

③ 第3項③に規定する職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生時

- 様式の定めなし

5. 報告の手順

① 第3項①に規定する利用者のケガ等又は死亡事故の発生時

1) 事故等の発生後、事業者は速やかに4.により報告を行う（**第一報**）。

- （様式1）の少なくとも1から6の項目までについて可能な限り記載し、事案発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出する。
- 緊急性・重大性の高い事故等については、直ちに電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。

2) 事故等の対応が終結し、原因分析や再発防止策等の検討を終えた段階で様式の7から9までを記載し改めて提出する（**最終報告**）。

- 事故等の解決が長期に及ぶ場合は、第一報と最終報告の間にも必要に応じ、適宜経過報告を行う。
- 第一報の時点で既に事故等の対応が完了している場合（原因分析や再発防止策等の検討までを含む）は、第一報と最終報告を一度で行っても差し支えない。

② 第3項②に規定する食中毒及び感染症の発生時

- 1) 食中毒又は感染症等の状況が第3項②の報告要件に達したら、事業者は速やかに4.により報告を行う。
 - （様式2）について、その時点での状況を記載し、感染者数等が第3項②に規定する要件に達したら速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出する。
 - 緊急性・重大性の高い事案については、直ちに電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。
 - 感染症拡大状況に応じて、適宜追加報告を行う。

③ 第3項に規定する職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生時

- 1) 事案発生後、事業者は速やかに4.により任意の様式にて報告を行う（**第一報**）。
 - 緊急性・重大性の高い事案については、直ちに電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。
- 2) 事案対応が終結し、原因分析や再発防止策等の検討を終えた段階で、改めてその内容を反映し、報告書を提出する（**最終報告**）。

6. その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、市の指示に従う。

7. 市の対応

必要に応じて関係機関とも連携しながら、現場での事情聴取や管理者等に業務改善の指導等を行う。